訪問看護ステーション よろこび宮島

指定(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

2024年7月1日 現在

当事業所はご契約者様に対して(介護予防)訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚 生省令第37号第8条に基づき、契約締結前に、当事業所の内容を説明させていただきます。

1. (介護予防) 訪問看護を提供する事業者について

事	業	者名	称	株式会社 エフ・エム・シー	
住			所	神奈川県横浜市青葉区あざみ野1丁目4番地3	
代	表	者	名	代表取締役 細谷 実知博	
電	話	番	号	045-482-9811	

2. (介護予防) 訪問看護サービス提供を担当する事業所について

事 業 所 名 称	訪問看護ステーション よろこび宮島		
所 在 地	静岡県富士市宮島85-10		
開設年月	平成28年8月1日		
介護保険事業所番号	2262390228		
管理者の氏名	藤間 恵美		
サービス提供実施地域	富士市		
電 話 番 号	0545-32-8088		
F A X 番 号	0545-32-8087		
提供できるサービス	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護		
	(「以下「指定訪問看護」)		

3. 事業の目的、運営方針

事	業	Ø	目	的	要介護(要支援)状態と認定されたご契約者様に対して、訪問看 護サービスを提供し、ご契約者様が有する能力に応じ、居宅にお いて可能な限り自立した生活を営むことができるように支援する ことを目的とします。
運	営	0	方	針	ご契約者様の心身の状態に応じ、24時間体制で適切なサービスを 提供します。事業所は人員の確保、教育指導に努め、事業の実施 に当たっては、ご契約者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医 療、福祉との連携のもと、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制(2024年7月1日現在)人員

職種	従事する業務内容	人 員		
400 / 100 /	促争りる未務的谷	常勤	非常勤	計
管 理 者	職員・サービス管理業務	1名		1名
看 護 師	サービス利用の受付	1 4	0 8	19 🕏
准看護師	(介護予防)訪問看護計画書の作成	4 名	9 名	13 名
理学療法士	(正看護師)	2 名	0 名	2 名
作業療法士	(介護予防)訪問看護サービスの提供	0 名	0 名	0 名
言語聴覚士	モニタリング・報告書作成	0 名	0 名	0 名
事務	事務所の必要な事務処理		1名	

5. サービス提供日時

-			
	サービス提供日時	65日 午前9 時00分から午後6 🕫	导00分

※緊急時訪問看護加算契約利用者様に対して24時間オンコール体制とります。

6. サービス提供の内容

看護を必要とする人に主治医の指示に従った訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護等計画」)に基づく医療措置の実施及び指導と、栄養・排泄・清潔や薬の管理棟の療養環境の実施及び指導を行います。

7. 利用料金

(1) 利用料(契約書第9条)

介護保険からの(介護予防) 訪問看護サービスを利用する場合は、基本料金に対して自己負担額割合(負担割合証に記載されている利用者負担割合) に応じた金額をお支払いいただきます。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります(別紙1「利用料金表」のとおり)。

- ①早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。
- ②上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご契約者様の(介護予防)訪問看護計画に定められた時間を基準とします。
- ③富士市の地域区分は7級地ですので1単位10.21円で計算します。
- ④准看護師が訪問看護を行った場合と、事業所と同一建物に居住する利用者又は利用者が同一 建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算 定します。
- ⑤ご契約者様に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料を全額お 支払いいただきます。当事業所はサービス提供証明書を発行いたしますので、行政の窓口に 提出し、差額分の払い戻しを受けて下さい。

(2) 保険外料金 (契約書第9条)

ご家族様の希望により介護保険外のサービスを行った際の料金は実費となります。

(3) 交通費 (契約書第9条)

交通費は無料です。

(4) キャンセル料 (契約書第10条)

ご契約者様の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日(その日が日曜日にあたる日は金曜日)の午後5時までに事業所に申し出てください。それ以降にキャンセルの中止の申し出をされた場合はキャンセル料を請求させていただきます。

但し、ご契約者様の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

(5) 料金の請求及びお支払方法 (契約書第9条)

毎月15 日前後に前月分の請求書を請求いたします。月末までに、口座自動引き落とし・口座振込み・現金集金のいずれかの方法にてお支払いいただきます。

(6) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条)

①ご契約者様の都合により、(介護予防)訪問看護サービスの利用を中止することができます。

利用予定日までにお申し出ください。

- ②契約者様より訪問看護サービスの利用変更・追加希望があった際には、担当介護支援専門員及び主治医と協議し、必要性があれば変更・追加いたします。
- ③契約者様からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問看護職員の稼働状況により契約者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者様及び介護支援専門員に提示し、協議するものとします。

(7) 要介護認定等を受けておられない方の利用料

①ご利用者様が要介護認定等を受けておられない場合には、サービス利用料の全額をお支払いいただきます。当事業所にて「サービス提供証明書」を発行しますので、要介護認定などの結果が出た後、市町村の窓口に提出していただければ自己負担額を除く金額が介護保険からご契約者様に払い戻されます(償還払い)。

但し「暫定居宅(介護予防)サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

②認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅(介護予防)サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

8. サービスの開始(契約書第20条)

利用計画書を取り交わした後、訪問看護等計画に沿って、サービスを開始いたします。

9. サービスの終了(契約書第20条)

①ご契約者様の都合でサービスを終了する場合

ご契約者様は、事業所に対して、7日以上の予告期間を持って文書で通知することにより、 満了日をもってこの契約を解約することが出来ます。

但し、ご契約者様の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の7 日以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

②事業所の都合でサービス終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。 その場合は、終了1カ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の訪問看護事業所を紹介いたします。なお、ご契約者様又はその家族が、当事業所や当事業所の職員に対して、本契約を継続しがたいほどの配信行為を行った場合や利用料金の支払いを催告したにもかかわらず支払わない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

③サービスの自動終了

以下の場合は、双方の土がなくても自動的に終了いたします。

- ・ご契約者様が介護保険施設に入所又は入院した場合
- ・ご契約者様の要介護又は要支援状態区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご契約者様本人がお亡くなりになった場合

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う(介護予防)訪問看護職員

サービス契約時に、担当の訪問看護職員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の(介護予防)訪問看護職員が交替してサービス を提供します。

(2) (介護予防) 訪問看護職員の交替(契約書第7条)

①ご契約者様からの交替の申し出

選任された訪問看護職員の交替を希望する場合には、当該訪問看護職員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護職員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者様から特定の訪問看護職員の指名はできません。

②事業者からの訪問看護職員の交替

事業者の都合により、訪問看護職員を交替することがあります。

訪問看護職員を交替する場合は、ご契約者様及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利 益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第8条)

①定められた業務以外の禁止

ご契約者様は(介護予防) 訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② (介護予防) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問看護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させて頂きます。

(4) サービス内容の変更(契約書第11条)

サービス利用当日に、ご契約者様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、居宅(介護予防) サービス計画の範囲内で内容の変更を行います。その場合、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

(5) (介護予防) 訪問看護職員の禁止行為 (契約書第15条)

訪問看護職員は、ご契約者様に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① ご契約者様もしくはそのご家族等から金銭又は物品の授受
- ② ご契約者様のご家族等に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ ご契約者様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

11. 緊急時の対応(契約書第13条)

サービスの提供中にご契約者様の容態の変化等があった場合は、ご契約者様の主治医、又は事業 所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先にも連絡させていただきます。

	名 称	安どうクリニック
拉力尼凌继 胆	院 長 名	安藤亨
協力医療機関	所 在 地	静岡県富士市五貫島69
	電話番号	0 5 4 5 - 3 0 - 8 1 8 1

12. 事故発生時

訪問看護職員の不注意や過失により事故が発生した場合には、必要な措置を行うと共に、状況を 十分把握し事実関係を調査した上で、市町村、ご契約者様の家族に連絡します。

また、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償をします。

13. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を 講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者 様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14. 業務継続へ向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に 実施します。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 個人情報の取り扱い

個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において、適切に使用いたします。

16. サービスに関する相談・要望・苦情申立(契約書第24条)

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者様相談窓口まで ご連絡下されば、速やかに対応いたします。又、市町や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口 があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます

訪問看護ステーション よろこび宮島	担当:藤間	Tel 0545-32-8088	
株式会社 エフ・エム・シー	担当:芳野	Tel 0545-66-2766	
静岡県国保連合会	介護保険課 苦情相談窓口 (平日のみ)	Tel 054–253–5590	
富士市役所	介護保険課(平日のみ) 介護保険制度全般に関すること	Tel 0545–55–2767	
富士市役所	福祉総務課福祉指導室(平日のみ) 事業者指導に関すること	Tel 0545-55-2863	

訪問看護サー	ービスの提供開始に	際し、本書	面に基づき重要事項の説明を行いま	した。
	(説明者)	所在地	静岡県富士市宮島85-1	
			株式会社 エフ・エム・シー	
	(事業所)		訪問看護ステーション よろこび宮	島
			氏名	印
私は、本書は	面に基づいて事業者	から重要事	項の説明を受け、訪問看護サービスの	の提供開始に同意
しました。				
	(契約者)	住 所		
			氏名	<u> </u>
上記代理人	(代理人を選定した	:場合)		
		住 所		
			氏名	印
		(続析	i :)